

# 特定車両停留施設の技術基準

---

# 法律上の体系について

- 道路法・バリアフリー法の改正により、特定車両停留施設の構造基準と、旅客特定車両停留施設のバリアフリー基準を制定する必要。

## 道 路 法

### 【法律】

第48条の31

特定車両停留施設の構造及び設備の技術基準は、特定車両停留施設を利用することができる特定車両の種類ごとに、国土交通省令で定める。

## 道 路 法 関 係 省 令 ( 案 )

### 【省令】

#### 特定車両用場所

- 構造耐力
- 特定車両の出入口
- 諸設備の配置
- 誘導車路及び操車場所
- 停留場所 等

#### 旅客用場所

- 乗降場
- 旅客通路
- 待合所 等

#### その他設備

- 排水設備
- 換気設備 等

#### 施設特有の機能

- 交通結節点としての機能
- 災害時における機能

今後制定

## 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)

### 【法律】

第10条

道路管理者は、特定道路又は旅客特定車両停留施設の新設又は改築を行うときは、当該特定道路又は当該旅客特定車両停留施設を、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する条例(国道(道路法第三条第二号の一般国道をいう。以下同じ。)にあっては、主務省令)で定める基準(以下この条において「道路移動等円滑化基準」という。)に適合させなければならない。




## 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令(案)

### 【省令】

#### 旅客用場所

- 乗降場
- 待合所
- 旅客通路
- 等

今後制定

	特定車両用場所	旅客用場所	その他設備	施設特有の機能
トラック 	道路法の規定 (特定車両停留施設)	(規定なし)	道路法の規定 (特定車両停留施設)	
バス 		道路法の規定 (特定車両停留施設)  + 注)		
タクシー 		バリアフリー法の 規定 (旅客特定車両停留施設)		

注)エレベーター、エスカレーター、階段など、バリアフリー法にのみ規定されるものがある

# 対象施設について

## 特定車両用場所

- 誘導車路 (車両が走行する車路)
- 操車場所 (車両が転回等する場所)
- 停留場所 (車両を停留させる場所)
- その他の特定車両の通行、停留又は駐車のために供する場所

## 旅客用場所

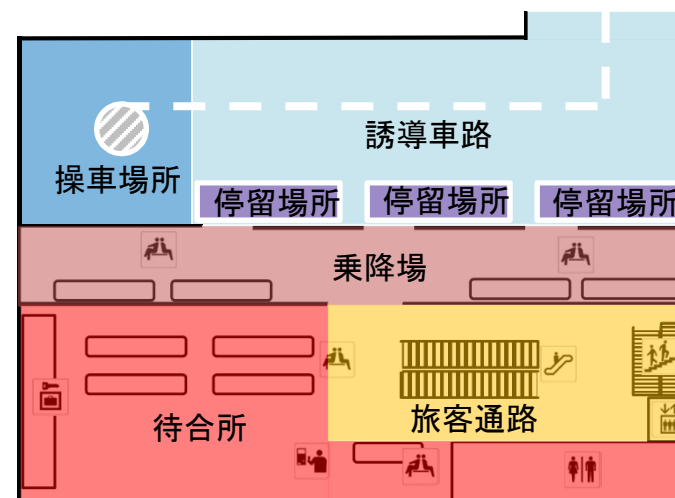
- 乗降場 (旅客が車両を乗降する場所)
- 旅客通路 (乗降場と外部、又は乗降場同士の連絡路)
- その他の旅客の用に供する場所(待合所等)

## その他設備

- 排水設備
- 換気設備
- 等

## 施設特有の機能

- 交通結節点としての機能
- 災害時における機能



「特定車両停留施設」のうち、公共交通機関を利用する旅客の乗降のための施設に関する技術基準については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」における「旅客特定車両停留施設」としても新たに規定

# 検討の方向性(案)について

検討の方向性(案)

## <特定車両停留施設の技術基準>

道路法

### 【トラック、バス】

○自動車ターミナル法に基づく「自動車ターミナルの位置、構造及び設備の基準を定める政令」を参考に検討

### 【タクシー】

○道路構造令に定める「小型道路の技術基準」、「駐車場法施行令」等を参考に検討

### 【施設特有の機能】

道路管理者が設置する特定車両停留施設について、以下の機能を定めることを検討

○交通結節点における他の旅客施設と特定車両停留施設との間で、旅客が円滑に乗継ぎを行うことができる

○災害が発生した場合において、旅客に対して情報提供等の支援を行うことができる

### 【維持管理】

○点検項目等について検討

## <旅客特定車両停留施設の技術基準>

バリアフリー法

### 【バス、タクシー】

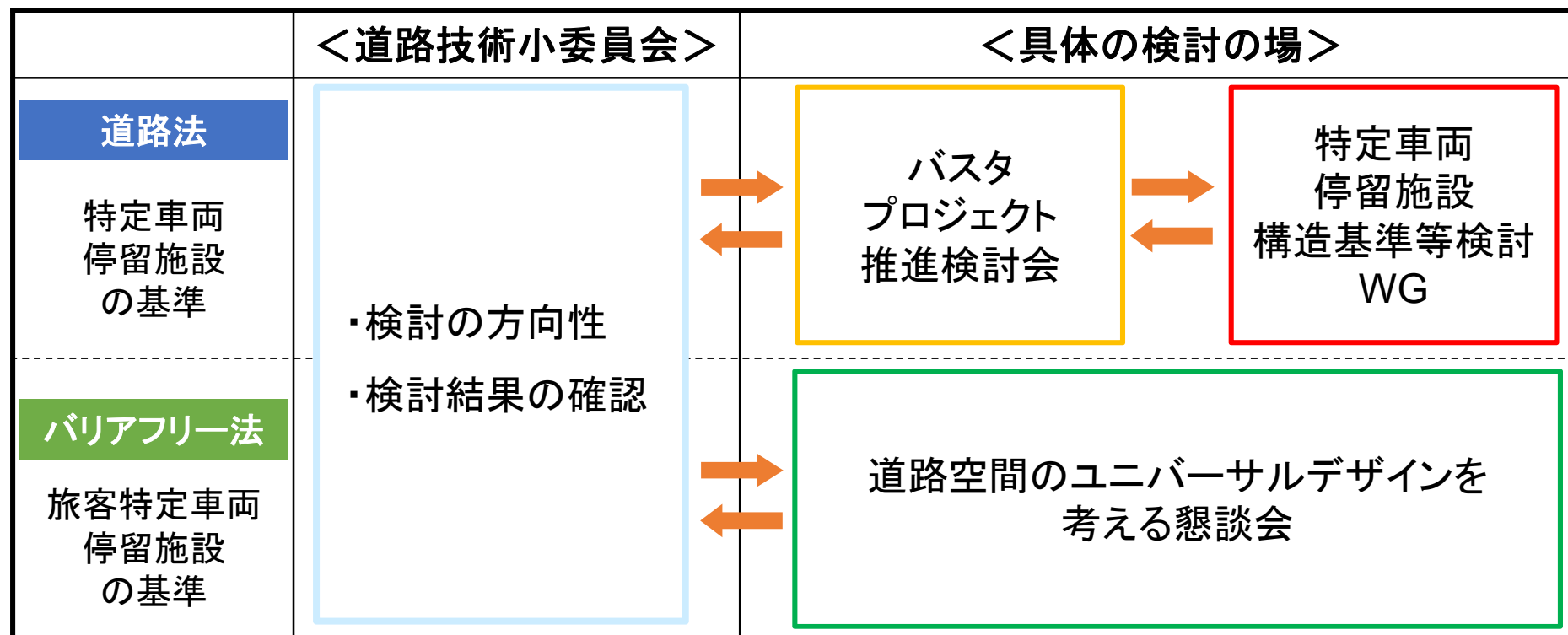
○バリアフリー法に基づく「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令(公共交通移動等円滑化基準)」を参考に検討

### 一般的技術的基準

#### ■特定車両停留施設の構造及び設備の基準を定める省令(案) 第1条

この省令は、特定車両停留施設を新設し、又は改築する場合における特定車両停留施設の構造の一般的技術的基準を定めるものとする。

- 道路技術小委員会からの委嘱を受け、特定車両停留施設の構造基準を本検討会にて審議。
- 構造基準の具体的な内容について検討するため、本検討会の下に特定車両停留施設構造基準等検討WGを設置。
- バリアフリー法に基づく旅客特定車両停留施設の基準については、障がい者団体の意見等を踏まえて検討を進める必要があることなどから、「道路空間のユニバーサルデザインを考える懇談会」において議論。



- 構造基準の具体的な内容について検討するため、本検討会の下に特定車両停留施設構造基準等検討WGを設置。

## 特定車両停留施設構造基準等検討ワーキンググループの設置

### 設置の目的

- 特定車両停留施設の構造・設備の基準について、具体的な内容を検討
- 検討項目
  - ・ 対象車両(設計車両)の考え方
  - ・ 特定車両停留施設の構造の基準
  - ・ 特定車両停留施設の設備に関する規定

### WG委員

- 神田佑亮 委員
- 塩見康博 委員

### 検討の進め方

① 事務局で基準案を作成  
事業者へのヒアリング



② ①の結果を踏まえ、WGで議論



③ パブリックコメントを募集



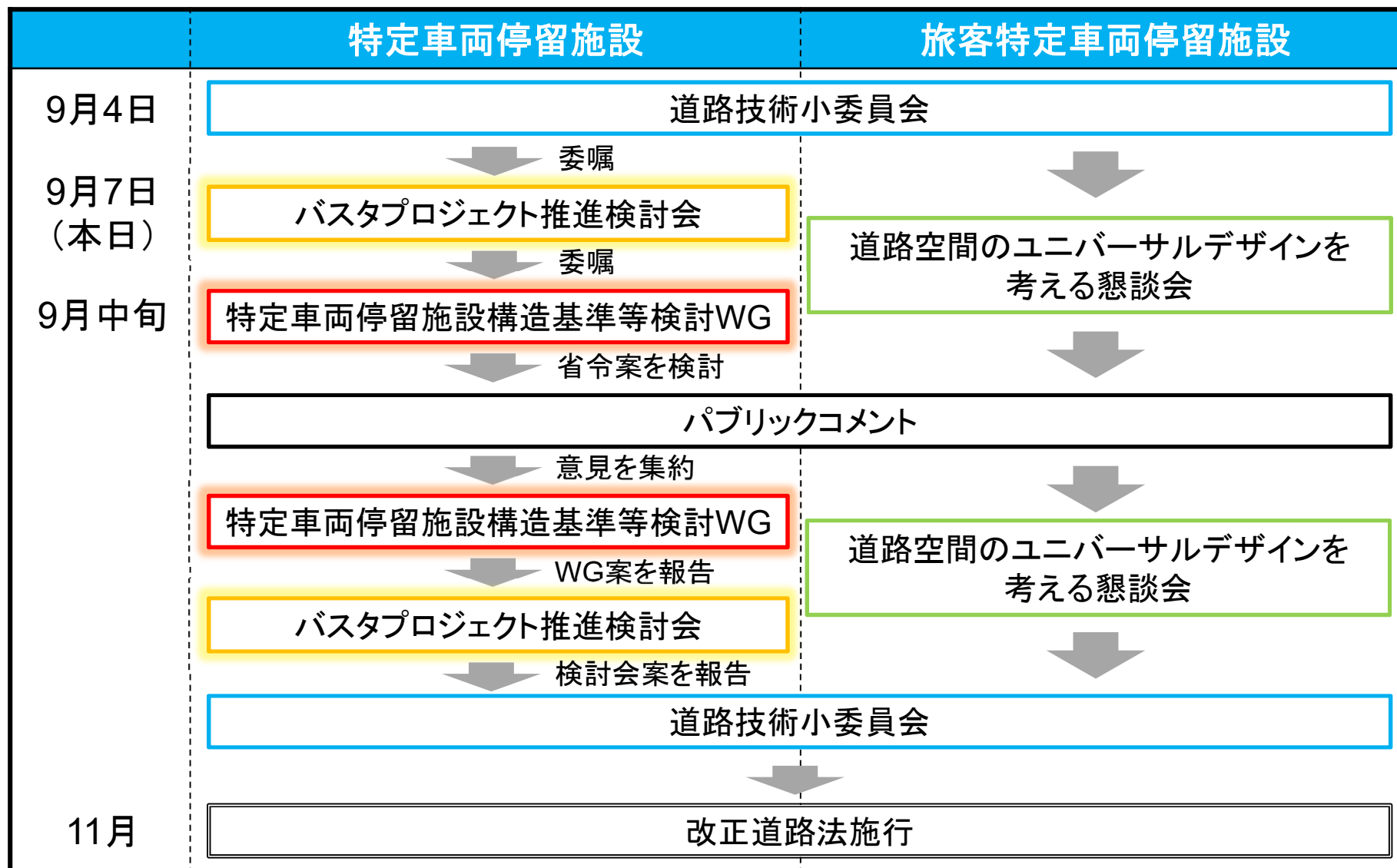
④ ②・③の結果を踏まえ、WGで議論



⑤ 本検討会で検討結果を報告

# 今後のスケジュール(案)

○ WGでの議論やパブリックコメントの結果を踏まえ、本検討会としての技術基準案を道路技術小委員会に報告し、道路技術小委員会での審議を経て11月に改正道路法を施行。





自動車ターミナルの位置、構造及び設備の基準を定める政令(昭和34年政令第320号)	
第3条(構造耐力)	・設計自動車荷重...バスターミナル:20t、トラックターミナル:25t
第4条(自動車の出口及び入口)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐停車禁止場所、橋、幅員&lt;6.5m または 縦断勾配&gt;10%の道路の路面に接しない</li> <li>・停留場所<math>\geq 11</math>かつ幅員<math>\geq 20</math>mの道路の路面に接する場合、その道路の曲がり角 または 幅員<math>\geq 20</math>mの他の道路との交差点から30m以上離す</li> <li>・回転を容易にするため必要があるときは、すみ切り</li> <li>・幅2.5mの自動車の前端が出口に接した場合、車両中心線上1.2m離れた位置の地上1.7mの点で、左右それぞれ80°の範囲内の存在が確認可能 等</li> </ul>
第5条(諸設備の配置)	誘導車路、操車場所、停留場所、乗降場、待合所、荷扱場その他の設備...自動車の円滑な運行又は旅客、荷主その他の利用者の利便を著しく阻害しないように配置
第6条(誘導車路及び操車場所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後退運転せず出入口を通行可能</li> <li>・誘導車路...幅員<math>\geq 6.5</math>m(一方通行の場合、幅員<math>\geq 3.5</math>m)、有効高<math>\geq 4.1</math>m、屈曲部は自動車(長さ12m、幅2.5m、軸距6.5m、前端～前車軸の水平距離2m、最小回転半径12m)が円滑に回転できる構造、傾斜部の勾配<math>\leq 10\%</math></li> <li>・操車場所...有効高<math>\geq 4.1</math>m、傾斜部の勾配<math>\leq 10\%</math> 等</li> </ul>
第7条(停留場所)	・長さ $\geq 12$ m、幅 $\geq 3$ m、面の勾配<1.5%、有効高 $\geq 4.1$ m 等
第8条(旅客用場所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅客用場所と自動車用場所は原則分離</li> <li>・旅客用場所(乗降場を除く)、自動車用場所、自動車用場所と共用する旅客通路は、それぞれ柵等により区分 等</li> </ul>
第9条(乗降場)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幅<math>\geq 80</math>cm</li> <li>・接する自動車用場所の面上10cm以上20cm以下の高さを有するもの 等</li> </ul>
第10条(排水設備)	建築物である部分を除き、側溝等の排水設備を設置
第11条(避難設備)	建築基準法施行令に規定する避難階段と同等以上の避難設備を設置
第12条(換気設備)	空気中の一酸化炭素濃度 $\leq 0.01\%$ を保つことができる換気設備を設置

項目	参考とする技術基準	各技術基準で規定される内容
構造耐力	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路構造令 第35条(橋、高架の道路等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小型道路(小型自動車等※が走行する道路)における設計自動車荷重:30キロニュートン</li> <li>※小型自動車等:長さ6m、幅2m、高さ2.8m、前端～前車軸1m、軸距3.7m、最小回転半径7m</li> </ul>
特定車両の出口及び入口	<ul style="list-style-type: none"> <li>駐車場法施行令 第7条(自動車の出口及び入口に関する技術的基準)</li> <li>道路構造令 第20条(縦断勾配)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>幅員&lt;6mの道路に設けない</li> <li>小型道路における設計速度時速20kmでの縦断勾配:12%</li> </ul>
誘導車路及び操車場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>駐車場法施行令 第8条(車路に関する技術的基準)</li> <li>道路構造令 第12条(建築限界)</li> <li>道路構造令 第4条(設計車両)</li> <li>道路構造令 第20条(縦断勾配)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>幅員<math>\geq</math>5.5m(一方通行の場合、幅員<math>\geq</math>3.5m)</li> <li>小型道路における建築限界:3m</li> <li>小型自動車等:長さ6m、幅2m、高さ2.8m、前端～前車軸1m、軸距3.7m、最小回転半径7m</li> <li>小型道路における設計速度時速20kmでの縦断勾配:12%</li> </ul>
停留場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>駐車場設計・施工指針 2.4.2 駐車ます</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>普通乗用車の駐車ます:長さ<math>\geq</math>6m、幅員<math>\geq</math>2.5m</li> </ul>

# 【参考】公共交通移動等円滑化基準(例示)＜旅客用場所＞ 国土交通省

移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年政令第111号）		
共通事項	移動円滑化された経路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共用通路(旅客施設外の通路)と車両等の乗降口との間に移動等円滑化された経路を乗車場ごとに一以上設置</li> <li>・床面に高低差がある場合、傾斜路またはエレベーターを設置。困難な場合はエスカレーターで代替。</li> <li>・移動等円滑化された経路と公共用通路の出入口は、幅<math>\geq 90\text{cm}</math>(やむを得ない場合は<math>\geq 80\text{cm}</math>)等</li> <li>・移動等円滑化された経路を構成する通路は、幅<math>\geq 140\text{cm}</math>(やむを得ない場合は、通路の末端で車椅子の転回できる広さを確保、かつ、50mごとに転回場所を設けた上で幅<math>\geq 120\text{cm}</math>)等</li> <li>・移動等円滑化された経路を構成する傾斜路は、幅<math>\geq 120\text{cm}</math>(段に併設する場合は<math>\geq 90\text{cm}</math>)・勾配<math>\leq 1/12</math>(高さ16cm以下の場合には<math>\leq 1/8</math>も可)等</li> <li>・移動等円滑化された経路を構成するエレベーターは、出入口の幅<math>\geq 80\text{cm}</math>・内法幅<math>\geq 140\text{cm}</math>・内法奥行き<math>\geq 135\text{cm}</math>、乗降ロビーの幅<math>\geq 150\text{cm}</math>・奥行き<math>\geq 150\text{cm}</math>等</li> <li>・移動等円滑化された経路を構成するエスカレーターは、幅<math>\geq 80\text{cm}</math>等</li> <li>・乗降場間の乗継ぎ経路のうち、上記の基準に適合するものを、乗降場ごとに一以上設置</li> <li>・主たる乗継ぎ経路と基準に適合する乗継ぎ経路の長さの差はできる限り小さくする</li> </ul>
通路等	通路	・床の表面は、滑りにくい仕上げ等
	傾斜路	・手すりが両側に設けられていること等
	エスカレーター	・行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設ける
	階段	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手すりが両側に設けられていること</li> <li>・手すりの端部の付近に、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付ける</li> <li>・踏面の端部の全体が、色の明度や色相、彩度の差により段を容易に識別できること</li> <li>・照明設備を設置等</li> </ul>
	視覚障害者誘導用ブロック等	・通路等で公共用通路と車両等の乗降口との間の経路を構成するものには、視覚障害者誘導用ブロックを敷設、または、音声等の方法により視覚障害者を誘導する設備を設置等
案内設備	運行情報提供設備	・車両等の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備える等
	標識	・エレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、案内所、休憩設備等の付近には、これらの設備があることを表示する標識を設ける等
	移動円滑化のための主要な設備の配置等の案内	・公共用通路に直接通ずる出入口付近に移動等円滑化のための主要な設備の配置を表示した案内板等の設備を備える等
便所	便所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・便所を設ける場合、その一以上は、次の基準のいずれかに適合 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 車椅子使用車が円滑に利用できる構造の便所、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の水洗器具を設けた便所がそれぞれまたは同一の便所として一以上設置</li> <li>- 高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の便所等</li> </ul> </li> </ul>
その他の旅客用設備	乗車券等販売所、待合所及び案内所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出入口を設ける場合、そのうち一以上は、幅<math>\geq 80\text{cm}</math>等</li> <li>・乗車券等販売所または案内所は、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備える等</li> </ul>
	券売機	・券売機のうち一以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のもの等
	休憩設備	・高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を一以上設置等
バスターミナル	乗降場	・乗降場の縁端のうち、バス車両用場所に接する部分には、柵、点字ブロック等、視覚障害者のバス車両用場所への進入を防止するための設備を設置等